

現地講座 平安京右京三条一坊の発掘調査

(財)京都市埋蔵文化財研究所 丸川義広

『改訂増補 故実叢書 22 卷 禁秘抄考註・拾芥抄』 明治図書出版株式会社 1993年 付図「西京圖」

P2115

藤原良相の公卿。贈太政大臣冬嗣の第五子で、入臣最初の摂政になった藤原良房は兄に当たる。女の多可幾子は文徳天皇の女御、多美子は清和天皇の女御となった。通称西三条大臣。仁明天皇に重用されて宮中に候したが、承和九年(839)の承和の変に際して、左近衛少将として兵を率いて皇太子直曹を守衛。同十三年正月四位下左近衛中将に任ぜられた。嘉祥(836、5)の初めに参議となり、次いで陸奥出羽按察使、春宮大夫、権中納言、右近衛大将等を歴任、天安元年(856)右大臣に昇進した。貞観八年(866)の心天門の変に際しては、兄良房と水面下の争いを繰り広げるなど政治家として手腕を振るう一方、文学を愛し仏教にも通じて、自活不能の一族子女のために延命院・崇親院を設立し、その扶養・助成に意を用いた。度量が広く才弁に富み民政に尽力したと称され、貞観八年十二月、宿願と出家を理由に職を辞する旨を表したが許されず、当時兼任していた左近衛大将を解かれるのみであった。在官中は「貞観格式」の編纂に従事し、また兄良房や伴善男らとともに「続日本後紀」の編纂も手がけたが、その完成を見ないまま翌九年十月十日に没した。贈正一位。

『分脈』一ノ四四頁、『続後紀』承和九年七月二十三日、同十三年正月七、十三日条、『三実』貞観元年二月十一日、同八年十二月八、十一、十三日、同九年十月十日条、『三代格』貞観格序、『今昔』一四ノ四二、二〇ノ四五。『角田文衛』王朝の映像(東京、昭45)、小山田和夫『崇親院と藤原良相の仏教』(講座『日本教育史』一所収、東京、昭59)。

P1844

西三条第 平安京右京三条一坊六町にあった右大臣藤原良相の第宅。但し、『拾芥抄』右京図は六町とするが、同書本文は「三条北、朱雀西」とし四町に該当する。百花亭とも称する。また良相はこの第宅に因んで西三条と号する。貞観元年(856)四月、皇太后藤原順子は東宮より当邸に遷御、ほぼ一年間の滞在ののち、翌年四月に本邸の東五条第に帰っている。また同八年三月には、清和天皇が当邸に行幸し、桜花の宴を開いて文人に百花亭の詩を賦せしめていた。その後の当邸の伝領・消息は全く不明。

『三実』貞観元年四月十八日、同二年四月二十五日、同八年三月二十三日条、『山州名跡志』同四『地名大辞典』京都下。『五島邦治』

『平安時代史事典』本編下 角川書店 平成6年

開元之所宜其改。天安三年、以爲貞觀元年。將使皇猷正一。被群品以用全。寶曆延長。均兩儀以年遠。是日。神祇官卜。以參河國播豆郡爲悠紀。美作國英多郡爲主基。○十八日癸卯。皇太后遷自東宮。御右大臣西京三條第。去年八月廿九日。与今上同輿。遷自冷然院。御於東宮。擬還五條宮。暫御大臣第爲避忌也。進參議從三位行皇太后宮大夫伴宿祿善男階。加正三位。亮從五位下三統宿祿眞淨從五位上。外從五位下行大進御船宿祿彦主從五位下。綠皇太后御願。置安祥寺年分度者三人。願文曰。竊以

三代實錄卷四 清和天皇(貞觀二年四月) 五〇  
錄言上。自今以後。永爲歲事。以爲國所也。○廿二日壬寅。地震。○廿四日甲辰。從五位下藤原朝臣禹能子授從四位下。无位藤原朝臣度茂子從五位下。○廿五日乙巳。皇太后遷。自右大臣西京三條第。御東五條宮。授從五位上行右近衛權少將兼周防權守藤原朝臣常行正五位下。常行。右大臣之第一男也。新鑄印一面。賜尾張國。○廿九日己酉晦。設齋會。講仁王經。起自京師。爰及諸國。惣百高座焉。咒願文曰。實知。玄

大安寺僧傳燈法師位一如於筑前。筑後。豊前。豊後。肥前。肥後等國諸神社讀經。○廿一日丁酉。殞霜。○廿三日己亥。鸞輿幸右大臣藤原朝臣良相西京三條第。觀櫻花。喚文人賦百花亭詩。預席者卅人。四位四人。五位八人。六位廿八人。天皇御射庭。賜親王以下侍從以上射。左右近衛中少將預焉。中鶴者賜布。伶官奏樂。玄髻稚齒十二人。遞出而舞。晚奏女樂。歡宴竟日。賜扈從百官祿各有差。夜分之後。乘輿還宮。是日。進參議右大弁從四位上兼行播磨權守大枝朝臣音人。參議右近衛權中將。從兼備前權守藤原朝臣常行。參議左近衛中將兼伊豫守藤原朝臣基經階。並加正四位下。授從五位上行少納言兼侍從藤原朝臣諸葛正五位下。從五位下左兵衛權佐藤原朝臣直方從五位上。散位正六位上。大枝朝臣氏雄。木工少允從七位下。布勢朝臣眞繼並從五位下。外從五位下伊統朝臣善子從五位下。已上叙位並是宴餘之殊弊也。○廿八日甲辰。甲斐國從五位上勳十二等物部神。美和神並授正五位下。從五位下宇波刀神從五位上。大和國平城京內田地十六町三段百廿步。賜從四位下行山城權守在原朝臣善淵。先是。善淵奏言。奉爲平城太上天皇。建精舍於陵次。買得舊京荒地。墾闢爲田。充修理精舍之資。而內藏寮稱格旨。收爲勅旨。請願恩許。永爲私田。詔許之。○閏三月丙午朔。鸞輿幸太政大臣東京染殿第。觀櫻花。王公已下及百官扈從。天皇御釣臺。觀釣魚。遷射殿。御弓矢。王公已下以次射。御東門。覽耕田農夫田婦。雜樂皆作。還御望遠亭。覽觀

三代實錄卷十二 清和天皇(貞觀八年閏三月) 一八〇  
花樹。伶人陪於歌樹。鼓鐘備陳。絲竹繁會。童男妓女。花間迭舞。喚能屬文者數人。賦落花無數雪詩。終日樂飲。皇歡是洽。群臣具醉。宴竟。親王已下五位已上及六府將監尉已下。賜祿各有差。五位已上未得解由者預焉。日暮。車駕還宮。是日。召集京城貧窮者於鴨河邊。以新錢五万文。飯二千五百袋。頒給焉。於近京卅三ヶ寺。轉讀金剛般若經。般若心經。○五日庚戌。地震。授近江國正六位上天社神從五位下。加賀國司

